

## 議 事 録（要旨）

会 議 名 称	平成 30 年度 第 1 回加古川市人権教育啓発推進審議会
開 催 日 時	平成 30 年 8 月 30 日（木）午前 10 時 30 分から午後 0 時 15 分まで
開 催 場 所	加古川市人権文化センター 大ホール
出 席 者	<p>&lt;委員&gt;</p> <p>石元 清英会長、上田 博紀副会長、朝比奈 寛正委員、末澤 徹治委員、熊谷 千昭委員、大西 武美委員、松澤 昭夫委員、西浦 富士子委員、高松 朋子委員</p> <p>&lt;欠席&gt;</p> <p>岸本 敏和委員</p> <p>&lt;事務局&gt;</p> <p>田中市民部長、佐藤人権施策担当部長、守澤人権文化センター所長、福井人権教育・啓発担当課長、岡田人権文化センター副所長、石澤徴収担当副課長、福田総務係長、河合総務係主査</p>
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱状の交付</li> <li>3 市民部長あいさつ</li> <li>4 自己紹介</li> <li>5 会長・副会長の選出</li> <li>6 会長・副会長あいさつ</li> <li>7 報告事項</li> </ol> <p style="padding-left: 2em;">加古川市人権文化センターだよりについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8 閉会</li> </ol>
配 布 資 料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 30 年度第 1 回加古川市人権教育啓発推進審議会次第</li> <li>2 加古川市人権教育啓発推進審議会委員名簿</li> <li>3 加古川市人権教育啓発推進審議会規則</li> <li>4 加古川市人権文化センターだより（第 17 号）</li> </ol>
傍 聴 者 の 数	1 2 人

審議内容（発言者、発言内容、審議経過等）	
	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状の交付</p> <p>3 市民部長あいさつ</p> <p>4 自己紹介</p> <p>5 会長・副会長の選出 委員の互選により、会長には石元委員を、副会長には上田委員を選出。</p> <p>6 会長・副会長あいさつ</p> <p>7 報告事項 加古川市人権文化センターだよりについて</p>
(会長)	<p>次第の報告事項等について、事務局より説明よろしく申し上げます。</p>
(事務局)	<p>&lt;事務局説明&gt;</p> <p>平成30年1月下旬に、加古川市内におきまして、同和地区の所在を問い合わせるという人権侵害が起きました。内容につきましては、人権文化センターだよりの四角の枠の中に入っている内容になります。それを受けまして、人権文化センターとしましては、まず1点目をご本人に対する啓発を進めていかなければいけない。2点目が、市の職員に対しての研修を進めていかなければいけない。もう1点、この事案についてはどこで起こってもおかしくないという危機感を持って、市民に啓発をしていかなければいけないという3点から進めていこうと考えました。</p> <p>おもて面の最初のところ、「市内で人権侵害につながる差別行為がありました。同和地区の所在を問い合わせることは人権侵害です。」、このことを市民に知っていただくというのが一番の目的です。</p> <p>何度も「人権侵害」という言葉を使わせていただいておりますが、背景には同和地区やその関係者を避けたいという差別意識がいまだに根強く残っているものと考えられます。このように、同和地区かどうか調べることは、差別を助長し、そこに住んでいる人々への人権侵害であり、決して許されるものではありません。私たち一人ひとりが、同和問題について正しく理解し、差別や偏見を自分自身の問題としてとらえ、「差別をしない、差別をさせない、差別を許さない」という意識を高め行動していくことが大切です。」という形でおもて面については啓発をしていこうと考えています。この内容につきましては、市同協の三役の方にもご意見をいただいております。</p>

	成させていただいております。うら面については会長と相談させていただいて、市民啓発につながる文章を作成させていただいております。
(会長)	うら面に人権を学ぶことの意義について書きました。よく言われるのが、差別をなくしていくためです。人権を学ぶことの意義については、まず第一に差別をなくしていくため、それから差別する側に立たない、それに加えて差別に同調しない、加担しない、あるいは傍観しない、人権を学ぶことは、そういったことにつながります。さらには、差別的な行為があった場合にそれを批判する力をつけるということも同時にあると思うんですね。特にここに書きましたのは、高い人権意識を持つことで、さまざまなマイノリティの人たち、自分と境遇だとか環境が異なる人たちとの新たな出会いにもつながる、人権を学ぶということは自分にもプラスになって返ってくるところがあるんだという、今まで触れられてこなかった部分も書き込んで、人権を学ぶ意義について説明したという文章になっております。
(事務局)	人権文化センターだよりは通常9月は発行しないのですが、9月1日付の発行で市民啓発につなげていこうと考えています。
(会長)	事務局からの説明は以上のとおりです。この点に関しまして、委員の皆さま、ご質問ご意見ございましたらお出してください。
(委員)	人権文化センターだよりを出すにあたって、この人権侵害を載せたということは、今後加古川市に起きた人権侵害は全部これに載せるという考え方でいいんですか。
(事務局)	今回の同和地区の問い合わせに関してですが、今インターネット上でたくさんこれに近いようなものがあります。加古川市ではずっと昔から「身元調査お断り運動」などの運動を続けています。でも、その辺が根本から崩れるようなインターネット上の問題もありますので、同和地区の問い合わせをすることは人権侵害であるということを市民に周知することが目的ですので、全ての人権侵害事案を人権文化センターだよりに載せるという意図ではございません。
(委員)	それやったら、もっと違う書き方があると思います。この終わりに、「偏見があったことを認め謝罪されました」とあります。誰に謝ったんですか。
(事務局)	文章にすればこうなってしまいます。
(委員)	きちっとした文章を出すべきだと思います。それと、これ回覧に回しますよね。子どもも小学生も中学生も見ます。学校の先生に質問があったときに、学校の先生全員がこの事件の把握ができていますか。

(事務局)	まだそこまではしていません。
(委員)	それをしてから出すべきやと思います。私はこれを出すのはまだ早いと言いました。私解放同盟に属しています。このときにもっと詳しい書類をいただきました。それで啓発する義務があると思います。また市同協にも属しています。市同協では紙はいただけず簡単な内容で取り上げられました。市同協に入ったからにはその会議で聞いたことは守秘義務があると私は思います。そこで聞いたことをみなさんに伝えることは守秘義務違反だと思います。一方で解放同盟ではこれをもらったので啓発しないといけない。どっちが正しいんですか。
(事務局)	まず、解放同盟に出した経緯を説明します。
(委員)	所長に答えてもらってください。
(事務局)	このことは、市同協の理事会で・・・。
(委員)	順番にお願いします。私が解放同盟で受けたやつを啓発したら正しくて、市同協で聞いたことを話をしたら守秘義務違反になると思いますと言っているんですが、どちらが正しいんですか。
(会長)	整理しますと、解放同盟には今回の人権侵害に関する文章が上がってきたわけですね。その一方で市同協の理事会には簡単な資料でかつ回収になったということで、市同協については守秘義務があると解釈するわけですね、この点について、守秘義務があるのかどうかははっきりさせてほしいということですね。
(事務局)	解放同盟に渡した経緯についてまずお話しします。
(委員)	時間がないので経緯はいらないです。それを使って啓発していいのか。僕は市推にもこの資料を出してほしい、それから校区同協というのがあるんですけど、その会議の中でも言いました。そしたら説明してほしいと言ったので、決議を取って所長にも伝えていますが連絡がないんです。連絡がないのにこれを出したんで、役員3人が意見書を持って、これは遺憾だから早く説明してくれと言ったにもかかわらず、いまだに説明がないんです。これでなんで啓発ができるんですか。所長お願いします。ダメなら担当部長お願いします。
(会長)	事務局どうでしょう。
(委員)	所長はできないんですか。

(事務局)	わかりません。
(委員)	ようしませんということでもいいですね。議事録書いといてください。
(事務局)	<p>解放同盟に出させていただいたのは、過去から報告という形で出していますので、内容については報告という内容で出させていただいたということになります。市同協での事象の報告になるんですけども、その時点でペーパーでお渡しするとそれが独り歩きをするということも考えられましたので、今守秘義務があるんじゃないかというご指摘がありましたけども、我々としては当然守秘義務、これは内々でここだけの場にしてほしいという説明をすればそうしていただけるという認識は持っております。ただ、それが100%担保されるかどうか危惧される場所も残りますので、そこではお目通しいただいて回収させていただいたということでご理解の方をお願いしたいと思います。それからもう1点、同協の方から、最初に所長の方に出てきたけども何もなかったの、その後役員3人の方が文書を持ってこられました。その文書の中身について、同協の方で説明を求めるところでいまだに返事がないということが1点、人権文化センターだよりが発行されるのは遺憾ですという内容が1点、その2点ということで確認しました。人権文化センターだよりについては発行にいたる経緯について説明させていただいて、市同協の臨時の三役会を開いてそこでお話を伺った内容については修正させていただいて対応していますので、我々としては先ほど説明しましたように、これを問合せすること自体が人権侵害ですという市民への啓発という位置づけで対応させていただこうと思っていますので、この内容で発行させていただきたいと説明させていただいて、役員の方からはそれでいいという話を伺いました。もう1点、同協の議決の分については、今説明をさせてもらっていないというのが現状ですので、それについては説明の場を考えさせてもらうということで進めています。</p>
(委員)	<p>僕が言っているのは、これが出てから校区同協に対して質問が来るとは思います、なにも答えられない。同協に説明してからでもええやないですか。なぜ9月に急ぐんですか。それと、三役会で了解をもらったと言いますが、三役会の後に出席した人からこれは三役会で決めることではないとか、理事会を開いて決めようと言われたのも聞いています。それから、人権文化センターはこの審議会で運営のこともやると、今度審議会で協議もせずに、なぜ市同協で決めて発行するんですか。岸本委員が前にこの人権文化センターにはビジョンがないと言われました。そのとおりやと思います。加古川市の人権の拠点は人権文化センターじゃないんですか。人権文化センターの運営についてはこの審議会で決めるということなので、この審議会でセンターだよりを出すか出さないかを決めるべきだと思います。</p>
(会長)	<p>今言われたのは、このセンターだよりを出すのが9月でいいのかということですね。それについては十分に詰め切れていないところとか、出すのが早いという意見</p>

<p>(委員)</p>	<p>があって、今出すのはどうかという話があったわけですね。このセンターだよりのことについて、他の委員の方いかがでしょう。</p> <p>今回の事案について、私はまたこういうことを言う人がいるのかということでした。というのは、前回の市民意識調査にもありますように、まだまだ多くの人が寝た子を起すな論が強い訳です。そんな中で、「同和地区はどこや、そこを避けて通りたいねん」、こういう人があらわれるという事は、何を意味しているのかという事と、そこで私が考えたのは、この聞いた当人はそんなに深く知ったうえでのことではなかったと思います。深く知っている人であれば、わざわざ行政の出先機関にまで寄ってどこやと教えてくれというばかげた質問はしない。私ども市民啓発をやっている立場から言いましても、いろんな観点から考えるとこういう誤った知識、情報を持った人が多い、その結果こういった質問になってしまう。これからの啓発に関してはこういうところに視点を置いてやっていかないかなということでした。その後市同協の委員会でこの話が少し出ました。ただ、事務局サイドから口頭での説明でしたので、それぞれニュアンスの取り方が違うので、意見もありましたし書面にすべきじゃないかなと、書面にすることで課題の共有ができる。第1回目は調査中なので回収という形になったんですけど、そのときにも言ったんですけど、調査が進んだら明快に説明する必要があるんじゃないかなと。それから相当時間が経っているわけですね。この間に、市同協の常任理事会がありました。それから8月10日に緊急の三役会ということで招集されて話し合われました。このときすでに人権文化センターだよりにこれを載せて市民に出しますという提案があったので、それはそれで、もうそんなことはないという市民の中にやっぱりこういうことがまだあるんですよと知らしていくのも一つの方法じゃないかなと私は否定したわけじゃない、ただ物事を進める順序として調査をして分かったことを委員に知らせる、さらに調査を進めることによって詳細なことを委員に限って知らせる、このことが必要じゃないかな、だからこれを出すのは少し早いんじゃないかなということを会議の中で申し上げました。その後、順序を少し丁寧に進めないダメなんじゃないかと事務局に言いました。</p>
<p>(委員)</p>	<p>このセンターだよりの発行について、私もこの内容の検討に入りました。広く市民にこういう事実を知ってもらうという意味では必要だろうという判断をしたわけですが、今日いろいろ話を聞いておりました順序逆なかなと、これが出てどこかに勤めておられる方がその企業の人権を担当している立場の方に聞いた時に、「いや、知らんよ」というようなことがおそらく起こりうるだろうということを想定するとかなり怖いと思います。やっぱり事件が起こると、当然教育・啓発に生かすのが大事であって、そのためにはどういうことがあったのかという事実を出せる範囲できちっと出して、これをどういう風にそれぞれの部で降ろしていくのかというところまで詰めて、実際やっていっていますということ踏まえうえて、こういうことがあったんだということ知らせていくべきなのかなと。</p>

<p>(委員)</p>	<p>私もこの差別事象については聞いていたんですけど、耳で聞くだけですからこういう事象があったというのは流れるんだけど、きちっと調査したものを状況として残していく、そしてこういう事象はあってはならないことだから、教育・啓発に生かしていくことは大事ですけど、今まで聞いていますとこういった文書は、文書で残してしまうと、それを基にまた議論が沸き立つということになりますので、そういう事象にしてもどう対処したかにしても文書化するときにはいろんなところで練り上げていかないと出てしまった時に独り歩きする、同協のところでも正しく認識できているかという事を問うと、そういった議論を沸かしていくことが大事かなと特に思いました。それから※の発言のところ、必要ないかなと思いました。同和地区があるかと聞いただけのこの人の発言、知識がないこういう人たちにどう正しく理解してもらおうかということに力点を置かなければならないかということです。</p>
<p>(委員)</p>	<p>ここにいらっしゃる委員のみなさまも内容を知らない人もいますので言います。図書館で地図を広げて、「同和地区はどこや。」という話をされているんです。この人、70歳ぐらいなんです。温泉に行きたいのに同和地区通りたいから言うてるんです。今頃になって車乗って同和地区通りたいというのはこれは私はウソやと思います。でもウソかホントかじゃなくて、このことによっていろんな考えが浮かぶ、土地を買いたいのかな家を買いたいのかなとか、お嫁さんもらうかなお嫁さんに行くのかなとか、勉強の輪が広がっていくんですよ。その人捕まえてきてほんまのことを聞くとかいう目的は全然ないんです。この一つの事案からいろんなことが啓発できるから、私このことを聞いた時に書く必要がないと、私は加古川市で門地を尋ねる事件がありました、これは人権侵害ですと、これだけでええやないですかと、ただその前に私市推入ってます、企同協もお世話になってます。いろんな人に本当のことを伝えて、それでこれを出します、それからこれを見たときに「何かあったん？あんた市推やろ教えて。」と言われた時に、説明ができる体制を作ってから出すべきやと言いました。これ、こどもが学校の先生に聞いた時に、学校の先生がどれだけの説明できるんですか。市の見解を教えてください。</p>
<p>(会長)</p>	<p>他の委員さんどうですか。わかりにくいところもあるのでご質問でもかまいません。</p>
<p>(委員)</p>	<p>私も今の意見は把握しているつもりですけど、これセンターだよりは発行されたということで、もう広報の配布と併せて全部配っていると思います。この後、われわれも含めて質問があったときにすぐ説明できるような体制をしていただくのと、これを今後の人権教育にどう生かしていくのか方針をすぐまとめていただいて返事していただいたら結構かと思います。</p>
<p>(会長)</p>	<p>委員の中からセンターだよりを出すのが早かったんじゃないか、順序が逆だった</p>

	<p>んじゃないかという意見が多かったようですが、この点について事務局いかがでしょうか。</p>
(事務局)	<p>出すのが早かったのではないかと、順序が違うのではないかとありますが、今回の臨時発行については我々としては手続きは踏みました。いろいろとご意見を伺って最終的にこちらの方で判断させていただきました。</p>
(委員)	<p>私もその席にいましたので、私なりの意見を言わせていただきます。センターだよりを出すという事には反対しませんでした。ただ、この事案の詳細について、委員のみなさんにお知らせしてその後に出すべきだ、物事を進める点においては、少し順序が違うのではないかなと申し上げました。それから、調査についてもこれだけ長い時間をかけたんだから、この問い合わせによった文書によるとAさんがなぜこの地区を避けようと思ったのかわからない。そこをきちんと聞き取りをしていかないと全く効果のない取り組みになってしまう。同和教育運動をやり人権啓発、教育活動に携わってきたものとして、いまだにこういう事案が発生する、これはどういうことかなと考え付いたのが、市民の多くの方々が誤った知識、誤った情報を持ったまま、このAさんも誤った情報を持ったままの行為が、こういう聞き取りに及んだんじゃないかな。この辺をしっかりと調査していくことが肝要じゃないかなと思います。それから、このことを子どもたちが聞いた時にどんな思いをするでしょうか。私たちが住んでいる地区をなんで避けて通るのかなと、こんな悲しい思いを子どもたちにさせてなるもんかというのが、私の一番強い気持ちです。</p>
(委員)	<p>市同協の三役会で決議したことが正しかったのか、本当は審議会に出さなあかんのか、それともまた違う場所の会議に出さなあかんのか、これを検証してください。これは三役会で揉むような話じゃないですよ。間違いがあったらあかんから審議会や協議会というのがあって、市同協、市推、社推、僕ねこの役はみんな同じレベルやと思ってます。同じレベルやからきちっとした情報を全部同じ条件でやるべきやと思います。市民に啓発するのはそれからです。中途半端に啓発してどんどん質問が来ると思います。その対策は考えているんですか。</p>
(会長)	<p>整理しないといけないんですが、2点あると思うんですね。経緯と市の方としてどう考えているのかということをご説明いただきたいという点が1点と、それからもう出てしまっている訳ですから、回収するとまたいろいろな憶測が出てきてまた誤解も生じるので、それは適切でないと思います。今回の事象が教育啓発の効果を上げるためにも市として対応していただきたいので、今後どうしていくのかという2点についてお聞きしたい。</p>
(事務局)	<p>今回の経緯のことですが、2月に市同協の三役会で、その後3月の市同協の常任理事会でも口頭説明させていただきました。そのときに、口頭ではなかなか把握し</p>

	<p>きれないという事で、ペーパーで次の常任理事会の時に再度話がほしいという事で、4月に入りまして5月の常任理事会の時にペーパーを使いながら説明させていただきました。そのときに、加古川市としてこれについてどうするのかというお話になりまして、まず1つはご本人に対して研修を進めていく、2つ目が市の職員の対応がこれでよかったのかという事で市をあげて研修に取り組む、3つ目がこれはどこで起こってもおかしくない問合せ事案なので人権文化センターだよりを使いながら啓発を進めていくというお話をさせていただきました。そのときに、市同協の常任理事会は回収するのに、人権文化センターだよりで先に出るのはおかしいという話で、臨時の三役会で揉んでほしいというお話があり、8月に開いて内容を検討させていただいたという経緯になります。</p>
(委員)	<p>三役会に任すというのは、この経緯はどういう経緯でいくかというのをまかして、白紙委任したものじゃないです。三役会に任す言うたから三役会で決めて出しましたと、他の委員さんも代表してきてるんですよ。その立場をどう考えてるんですか。</p>
(会長)	<p>経緯については置きまして、今後どうしていくのかということで、今考えておられることを出していただければと思います。</p>
(事務局)	<p>センターだよりを出すことによって、もっと詳しいことを教えてくれと言う人がもしかしたら出てくるかもしれないと考えています。そのときにこれはどこなんやと逆に聞いてこられたら、それ自体が人権侵害なんですよ、同和地区の所在を問い合わせること自体が人権侵害につながるんだという事を個別に啓発していこうと考えています。</p>
(委員)	<p>そしたら、市推の役割とか位置づけはどう考えているんですか。それが先やと言ってるんです。それで、この偏見があったことを認め謝罪されました、そこで止まっとるからあかんのです、この人は今後こんなことをしてもらう、市としてこんなことをすると書かんと嘘です。それが書かれへんねんやったら、具体的にこんな門地を聞くだけで人権侵害やったらそれだけ書いたらいいんです。</p>
(会長)	<p>2点のうち、このセンターだよりが出るまでに、いろんな会議にかけられたというお話しなんですけども、そもそもどういう性格の会議があって、それから校区同協というのがどういうものか、十分把握できない点がありますので、それも委員全員が把握できるような形でまとめていただければと思います。2点目のいろいろな問い合わせだとか、ご心配になっておられるのが、小中学生が学校で先生に聞いた時に、先生がよく理解していないと言うようなケースがあったらどうなるのかということですが、市としては小学校、中学校には何らかの形で知らせていくということですか。</p>

(事務局)	今のところはしていません。
(委員)	そっちの方が先でしょ。
(会長)	<p>そういう危惧もありますので、検討していただいて早急に対応していただきたいのですが、そういうことでよろしいでしょうか。</p> <p>お願いとして1つは経緯をまとめていただき何が間違っていたのか検証したことを次回の審議会を出していただくことと、もう1つはセンターだよりが出ましたので、この後誤解が生じないように市として方策を考えていただいて、情報共有に努めていただくということ、この2点よろしくをお願いします。</p> <p>次回の審議会はいつごろになりそうですか。</p>
(委員)	大事なことなので臨時にやったらいいと思います。僕もそうですが、みなさんいろいろと役を持たれていますので、前もって日を決めてください。
(事務局)	今具体的にこの時期と言うのは他の委員さんの予定もございますので、会長、副会長とお話しさせていただきます。
(委員)	臨時で開いたらいいと思います。委員さんも協力してくださると思いますのでよろしくをお願いします。委員のみなさんも審議会のときだけでなく分からないことがあれば人権文化センターに来ますので対応してください。それから、他に加古川市で起きた神戸新聞に載ってましたけど障がい者施設の人権侵害なんか当然把握されとるんやろね。情報集めてこの中でも出してください。審議会だけでなく協議会も開きましょう。
(会長)	協議会というのは何の協議会ですか。
(委員)	ここの運営を協議する会です。説明してください。
(事務局)	協議会と審議会ですが、まず加古川市の教育・啓発、施策の検討、審議を行う場としては、この集まっていたらいい審議会、これがトップです。センターの運営もこの審議会の中で行うものです。協議会については、一番最初に立ち上げたときに以前事象が発生した時に、各団体へ情報を提供していくという組織的なものがなかったので設置しました。ただ、設置する時に各団体の代表の方には説明を差し上げたんですけども、事象が発生したからすぐに出してその場で対応を検討していくというものではないです。その前段として、いろいろ調整なり話をしてから出さないかなという話を委員から聞きましたので、そういう形でさせてもらっています。

(委員)	そしたら、それ出すまでに出さなあかんのと違うんですか。
(事務局)	その分を今回は市同協の臨時三役会を開かせてもらいました。
(委員)	僕が問題や言うのは、勝手な時だけ市同協、協議会、これはこっちにしよかとしているので筋がない、ビジョンがないと言ってるんです。これ市長もわかっているんですか。今回のことも市長に報告してください。
(会長)	協議会関係の説明もあったわけですので、他にご意見ある方もいらっしゃると思うんですが。
(委員)	今日の内容は良く理解できているんですが、この2年間いったい何をするのか。前回は基本計画を作る、そのためにアンケートを取るとかスケジュールとかあったと思うんですが、それがないと次から2年間何をすればよいのか。ぜひ出していただきたいと思います。
(会長)	この点についてはどうでしょうか。この2年間市として何をするのか。
(事務局)	こちらのほうで、新しい施策をこういう風にやっっていこうというのをご意見聞きながらやっっていくというのものもあるでしょうし、このたびいただいたような対応の報告もあるでしょうし、また臨時にいろいろ出てくるかもしれませんので、人権に関するものすべて広くということで。
(委員)	計画はできました。でも、あのときに実施していく実施案を作るというのを聞いています。いつできるのですか。
(事務局)	実施計画を作るという話は過去にはしていません。
(委員)	言いました。議事録を確認してください。
(事務局)	実施計画というよりも毎年の分で予算、事業をするうえで予算を確保していく必要がありますので、その予算の内容について予算の事業という事で話をさせていただきました。
(会長)	その点は確認しておくということで。
(委員)	最後に、今回この人権文化センターだよりと合わせて市同協から「人権文化センターだより17号の送付について」と一文をもらいました。文章の中で「～各団体の方での人権研修にもご活用もお諮りいただきますよう～」と、私の方もこの事案

	<p>がきちっと整理できた状態で研修会をやりたいと思うんだけど、現時点で先ほどもいろいろと論議があったんだけど、研修を1回持とうと思えば、きちっと把握したうえでみなさんにどう伝えていくのか綿密な計画の元にやるものです。この状態の中で、各団体の方で人権研修にご活用くださいとはどうかと、研修会はこんなに簡単にするもんじゃないんですよ。それから、何回も三役会という言葉が出ましたけども、三役会というのは決して決定機関ではないのでその辺をよく考えていただきたいと思います。それとこの件に関しては市同協が人権文化センターと立場が違う意味で非常に重要視されていると思います。早急に三役会を開いて、もう一度最初からきちっと整理をしたうえで常任理事会で決定をする、そういう順序で丁寧に進めてほしいと思います。</p>
(委員)	<p>うら面の石元先生の肩書のことなんですけども、関西大学の石元先生として頼まれたんですか、それとも審議会の会長として頼まれたんですか、どっちですか。</p>
(事務局)	<p>最初は審議会の会長と関西大学教授を併記していましたが、今回新しい会長を選出しなければいけませんでしたので、審議会の会長の方を消させていただいて、関西大学の方だけを残したという経緯があります。</p>
(委員)	<p>だから、拙速なんですよ。僕は加古川市民に出すやつは加古川市に一番近い肩書でお願いせなあかんと思います。</p>
(会長)	<p>もう時間もだいぶ過ぎてしまいましたので、これで閉じたいと思います。それでは、これで議長の役を終わらせていただきます。あと事務局にマイクをお返ししますのでもよろしくお願ひします。</p>
(事務局)	<p>本日は、長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。  本日の審議の内容につきましては、後ほど、議事録を作成し、その要旨を市ホームページにおいて公開する予定としておりますので、委員の皆さまにはご了承いただきますようお願いいたします。  これを持ちまして、平成30年度第1回加古川市人権教育啓発推進審議会を閉会させていただきます。  本日は、どうもありがとうございました。</p>
	<p><b>8 閉会</b></p>